告示

埼玉県告示第七百五十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われている株式会社シタラ興産　レガリア一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価事後調査書等の提出があった。

なお、環境影響評価事後調査書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年十一月四日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

二　縦覧の期間

令和八年十一月四日（水）から令和八年十二月四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

0d0bb1b7d1930d06e7aa9517907a672a